

第54号議案

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

桶川市手数料条例（平成12年桶川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、前号に掲げる場合を除く。
- (3) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前	改正後
<p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者から、別表第1項から第24項まで、第31項、第71項又は第78項に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>2 市長は、規則で定める者から、別表第11項又は第17項に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>3 市長は、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第2項に規定する盲導犬の使用者証を有する者から別表第25項から第28項までに規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>4 市長は、別表第32項から第35項までに規定する事務の申請があった場合において、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと認めると</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者から、別表第1項から第25項まで、第32項、第72項又は第79項に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>2 市長は、規則で定める者から、別表第12項又は第18項に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>3 市長は、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第2項に規定する盲導犬の使用者証を有する者から別表第26項から第29項までに規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>4 市長は、別表第33項から第36項までに規定する事務の申請があった場合において、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと認めると</p>

き、又は公益上特に必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除する。

5 市長は、別表**第60項**に規定する事務の申請があった場合において、当該屋外広告物が政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するものに該当するときは、当該手数料を免除する。

別表(第2条関係)

項	手数料を徴収する事務	金額
略		
10	住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1通につき 150円
11	略	
12	個人番号カードの再交付	1枚につき 800円
13	通知カードの再交付	1枚につき 500円
14	略	
15	略	
16	略	
17	略	
18	略	
19	略	
20	略	
21	略	
22	略	
23	略	
24	略	
25	略	
26	略	
27	略	
28	略	

き、又は公益上特に必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除する。

5 市長は、別表**第61項**に規定する事務の申請があった場合において、当該屋外広告物が政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するものに該当するときは、当該手数料を免除する。

別表(第2条関係)

項	手数料を徴収する事務	金額
略		
10	住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1通につき 150円
11	住民票の除票又は戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき 150円
12	略	
13	住民票の除票記載事項証明書又は戸籍の附票の除票記載事項証明書の交付	1通につき 150円
14	個人番号カードの再交付	1枚につき 800円
15	略	
16	略	
17	略	
18	略	
19	略	
20	略	
21	略	
22	略	
23	略	
24	略	
25	略	
26	略	
27	略	
28	略	
29	略	

<u>29</u>	略		<u>30</u>	略	
<u>30</u>	略		<u>31</u>	略	
<u>31</u>	略		<u>32</u>	略	
<u>32</u>	略		<u>33</u>	略	
<u>33</u>	略		<u>34</u>	略	
<u>34</u>	略		<u>35</u>	略	
<u>35</u>	略		<u>36</u>	略	
<u>36</u>	略		<u>37</u>	略	
<u>37</u>	略		<u>38</u>	略	
<u>38</u>	略		<u>39</u>	略	
<u>39</u>	略		<u>40</u>	略	
<u>40</u>	略		<u>41</u>	略	
<u>41</u>	略		<u>42</u>	略	
<u>42</u>	略		<u>43</u>	略	
<u>43</u>	略		<u>44</u>	略	
<u>44</u>	略		<u>45</u>	略	
<u>45</u>	略		<u>46</u>	略	
<u>46</u>	略		<u>47</u>	略	
<u>47</u>	略		<u>48</u>	略	
<u>48</u>	略		<u>49</u>	略	
<u>49</u>	略		<u>50</u>	略	
<u>50</u>	略		<u>51</u>	略	
<u>51</u>	長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	略 ウ 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に加え、 第32項 の審査を要するもの ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額	<u>52</u>	長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	略 ウ 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に加え、 第33項 の審査を要するもの ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額
<u>52</u>	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	略 ウ 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、 第32項 の審査を要するもの ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額	<u>53</u>	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	略 ウ 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、 第33項 の審査を要するもの ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額
<u>53</u>	略		<u>54</u>	略	
<u>54</u>	略		<u>55</u>	略	
<u>55</u>	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	略 ウ 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に加え、 第32項 の審査を要	<u>56</u>	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	略 ウ 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に加え、 第33項 の審査を要

		するもの ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額			するもの ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額
56	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	略 ウ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、 第32項 の審査を要するもの ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額	57	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	略 ウ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、 第33項 の審査を要するもの ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額
57	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	略 オ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に加え、 第32項 の審査を要するもの アからエまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額	58	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	略 オ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に加え、 第33項 の審査を要するもの アからエまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額
58	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	略 オ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、 第32項 の審査を要するもの アからエまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額	59	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	略 オ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、 第33項 の審査を要するもの アからエまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額
59	略		60	略	
60	略		61	略	
61	略		62	略	
62	略		63	略	
63	略		64	略	
64	略		65	略	
65	略		66	略	
66	略		67	略	
67	略		68	略	
68	略		69	略	
69	略		70	略	
70	略		71	略	
71	略		72	略	
72	略		73	略	
73	略		74	略	
74	略		75	略	
75	略		76	略	

<u>76</u>	略		<u>77</u>	略	
<u>77</u>	略		<u>78</u>	略	
<u>78</u>	略		<u>79</u>	略	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の桶川市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和 2 年 8 月 2 8 日 提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。